解散公告

当社は、平成二十七年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

沖縄県那覇市泊三丁目一六番地一一ポート サイドニコニコ六〇一　合同会社あん

清算人　赤嶺　照美

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年八月十日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

仙台市若林区二軒茶屋一七―二七

神習教神祐支教会

清算人　嵐　千恵

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年五月二十八日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

北海道美唄市西三条南一丁目一番一号

職業訓練法人美唄情報開発学園

清算人　髙橋　幹夫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十七年九月十日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番六号

大阪ニット厚生年金基金

代表清算人　圖師　雅文

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年七月四日において社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

徳島県板野郡上板町瀬部二五一番地

医療法人佐藤会

清算人　佐藤　圭子

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十七年八月三十一日熊本県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年九月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

熊本県玉名郡長洲町大字長洲二七六六番地

清算法人菰屋土地改良区

清算人代表　百田　才太

配当公告

愛知県長久手市平池一〇五番地丸山住宅五棟二〇二号、開始決定時の住民票上の住所愛知県碧南市大浜上町四丁目三六番地

破産者　鈴木　良則

右の者に対する名古屋地方裁判所岡崎支部平成二十六年（フ）第二〇二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一七五、二四八、四八〇円

一、配当をすることのできる金額

金二一、九四二、九四八円

平成二十七年九月二十五日

愛知県岡崎市吹矢町八九番地鶴田ビル二階

破産管財人　弁護士　中根　克弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北広島市大曲末広七丁目八番地八、最後の住所北海道北広島市西の里五〇六番地一三西の里恵仁会病院

被相続人　亡　西間木静枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

札幌市北区北十条西一丁目一〇番地一ＭＣビル三階つばさ総合プラザ

相続財産管理人　司法書士　小坂　弘章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道石狩郡当別町六軒町六九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　安部　慎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

札幌市中央区大通西一四丁目　ライオンズマンション第七大通二〇一号道央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　上田　絵理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県上閉伊郡大槌町上町一二七番地九、最後の住所岩手県上閉伊郡大槌町栄町一四番八号　被相続人　亡　山崎　勝之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

岩手県宮古市南町一一番一八号　田川ビル二〇二号　松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　良啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市前森一丁目六番地、最後の住所秋田県湯沢市表町四丁目七番二四号

被相続人　亡　福士　紀義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

秋田県湯沢市字祝田一四一番地一

相続財産管理人　大山幸太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市横渚七三四番地、最後の住所千葉県鴨川市来秀一二番地四

被相続人　亡　日野岡邦彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

事務所千葉県館山市北条二一六一―一　依田ビル二階　関川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関川　正則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市上本郷四三八番地、最後の住所千葉県松戸市上本郷四三八番地北松戸ローヤルコーポ六〇七号

被相続人　亡　米澤　とみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

事務所千葉県松戸市松戸一一七六番地四　ディー・オー・ディー松戸駅前ビル四階　松戸総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　藤井　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区田端六丁目五九四番地、最後の住所東京都北区王子三丁目三番一号王子光照苑

被相続人　亡　岡村　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

事務所東京都港区虎ノ門四―二―六第二扇屋ビル八階仙石山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菊地　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区仲町二三番地、最後の住所東京都板橋区宮本町五八番二―一〇四号

被相続人　亡　南保　とめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年九月二十五日

事務所東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗